

# 市町村消防の広域化

## 1. 広域化の推進の概要

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。しかしながら、小規模消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。このことから、消防庁は、平成18年に改正された消防組織法や市町村の消防の広域化に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、平成24年度末を期限として消防の広域化を推進してきた。その結果、消防組織法の改正以降、平成26年4月1日までに34地域において広域化が実現し、例えば、平成26年4月1日には管轄人口が約90万の奈良県広域消防組合消防本部が誕生するなど、広域化は一定の進展をみたとところである。

しかし、東日本大震災での教訓や類例を見ない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まり、さらに将来の日本の総人口が減少することが予想されていることを踏まえると、国、都道府県及び市町村が一体となった消防の広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となっている。そこで、消防庁は、平成25年4月1日に基本指針を改正し、推進期限を平成30年4月1日まで延長するとともに、都道府県知事が、〔1〕今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域、又は、〔2〕広域化の気運が高い地域に該当すると認める地域を消防広域化重点地域として指定することができる枠組みを設け、国の施策や都道府県における措置を他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に実施することにより自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進することとしている。

## 2. 広域化の推進の背景

市町村は、その区域内における消防事務を十分に果たすべき責任を有しているが、小規模な市町村における消防体制は様々な課題を抱えている場合が多い。

消防の広域化は、消防本部の規模の拡大により消防の体制の整備・確立を図ることを目指すものであり、消防庁として、平成6年（1994年）以降継続的な取組を行っているものである。

### （1）市町村消防の状況

#### ア 消防本部の状況

昭和23年（1948年）3月7日に消防組織法が施行されて以来、「市町村消防の原則」が消防制度の根幹として維持されており、消防本部及び消防署の設置が進められた。全国の消防本部数は、平成3年（1991年）に過去最多の936本部まで増加したが、平成6年（1994年）以降は、市町村消防の広域化の推進や市町村合併の進展とともに減少し、平成26年4月1日現在の消防本部数は752本部であり、消防本部や消防署を設置していない非常備町村は35町村である（第2-2-1図）。

#### イ 非常備町村の状況

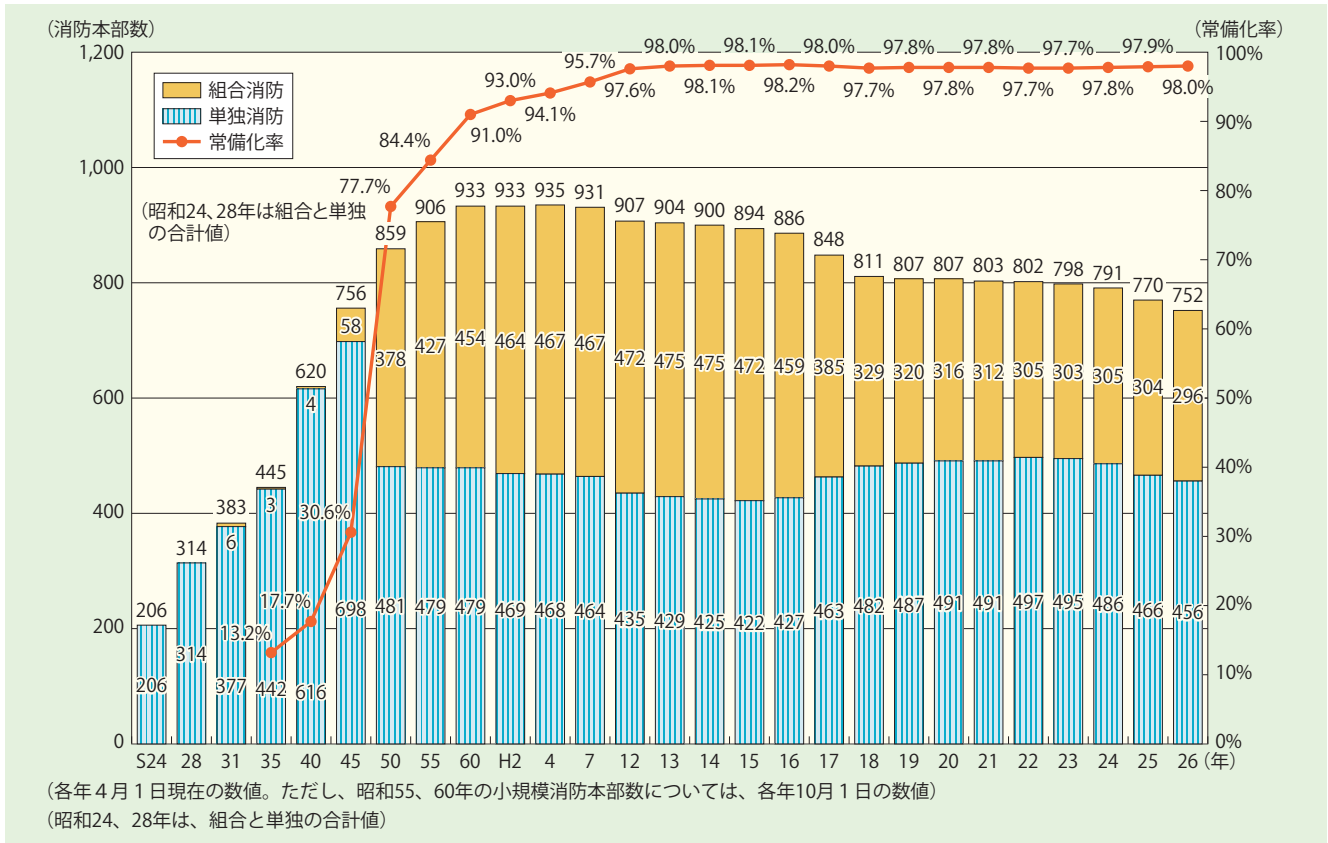
35の非常備町村は9都府県に存在するが、地理的な要因から非常備である地域も多く、35町村中、1都3県の21町村（非常備町村全体の60%）が島しょ地域である（第2-2-2図）。

#### ウ 小規模消防本部の課題

全国752消防本部のうち、管轄人口が10万未満の小規模消防本部は452本部あり、全体の60%を占めている。

一般的に、これらの小規模消防本部では、複雑化・多様化する災害への対応力、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等、組織管理や財政運営面における対応に課題があると指摘されている。

## 第2-2-1図 消防本部数と常備化率



## 第2-2-2図 非常備町村一覧

非常備町村名		非常備町村名	
東京都	○利島村	宮崎県	高千穂町
	○新島村		日之影町
	○神津島村		五ヶ瀬町
	○御蔵島村	鹿児島県	○三島村
	○青ヶ島村		○十島村
	○小笠原村		○伊江村
神奈川県	清川村		○渡嘉敷村
	和歌山県		太地町
北山村			○粟国村
大阪府	能勢町	○渡名喜村	
	徳島県	勝浦町	○南大東村
上勝町		○北大東村	
佐那河内村		○伊平屋村	
香川県	○直島町	○伊是名村	
	宮崎県	西米良村	○多良間村
諸塚村		○与那国町	
椎葉村		○竹富町	
美郷町			

(備考) ○は、島を示す(21町村)

### (2) 広域化の推進の枠組み

#### ア 平成18年の消防組織法の改正

消防庁では、平成6年(1994年)以降、市町村の消防の広域化を積極的に推進してきたが、いまだ小規模消防本部が全体の6割を占める状況にある。また、日本の総人口は、平成17年以降減少傾向に

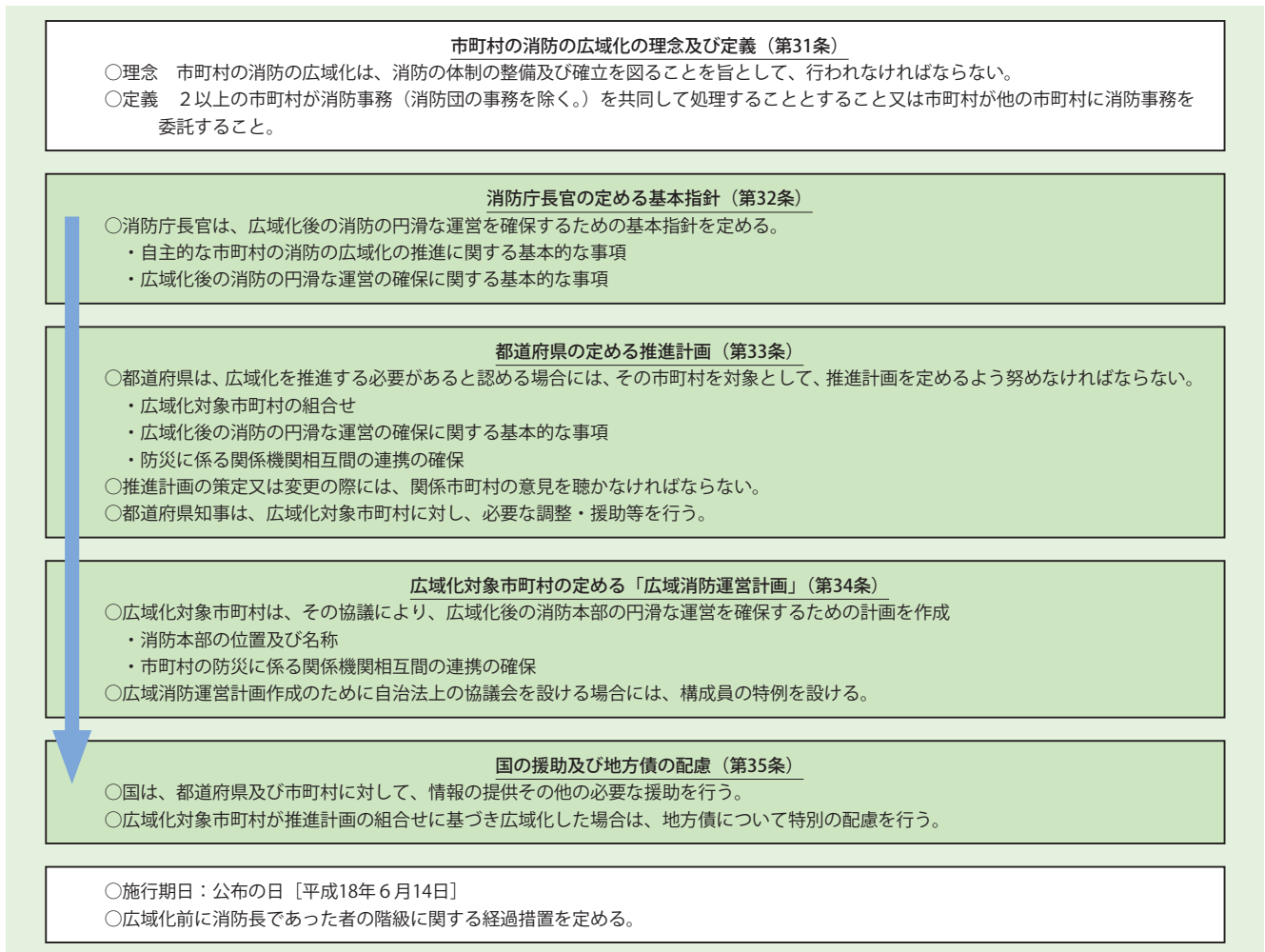
あり、都市部とその他の地域により差はあるが、一般的に各消防本部の管轄人口も減少すると考えられており、さらに、消防団員の担い手不足の問題も懸念されている。

このような現状を踏まえ、消防の体制の一層の整備・確立を図るため、平成18年に消防組織法の一部改正法が成立し、消防の広域化の理念及び定義、基本指針に関する事、推進計画及び都道府県知事の関与等に関する事、広域消防運営計画に関する事、国の援助等に関する事等が規定された(第2-2-3図)。

消防組織法では、市町村の消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下同じ。)を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」(消防組織法第31条)と定義され、広域化は「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない」(同条)こととされている。

広域化の具体的な方法としては、消防事務を共同処理する一部事務組合又は広域連合の設置、既存の組合の構成市町村の増加、消防事務組合以外の事務を処理する組合の事務に消防事務を追加すること及び消防事務を他の市町村に委託することが考えられる。

## 第2-2-3図 改正後の消防組織法による市町村の消防の広域化の推進スキーム



## イ 市町村の消防の広域化に関する基本指針

消防庁では、改正後の消防組織法第32条第1項に基づき、平成18年7月に市町村の消防の広域化に関する基本指針を定めた。この中で、広域化を推進する期間については、平成19年度中には都道府県において推進計画<sup>\*1</sup>を定め、推進計画策定後5年度以内（平成24年度まで）を目途に広域化を実現することとした。

## (3) 広域化のメリットと課題

## ア 広域化のメリット

一般的には以下の3点のメリットが考えられる。

(ア) 迅速で効果的な出動による住民サービスの向上

広域化により消防本部の規模が大きくなり、消防本部全体が保有する車両等が増えることから、初動時や第2次以降の出動体制が充実するとともに、統

一的な指揮の下、迅速で効果的な災害対応が可能になる。

(イ) 人員配置の効率化による現場体制の充実・高度化

総務部門や通信指令部門の効率化を図り、人員を消火や救急部門に再配置することにより、不足している現場体制の強化が可能になる。また、予防部門や救急部門の担当職員の専任化を進めることにより、質の高い消防サービスの提供が可能になる。

(ウ) 財政・組織面での消防体制の基盤強化

財政規模の拡大による効率化により、小規模消防本部では整備が困難であったはしご自動車、救助工作車及び高機能指令センター等の計画的な整備が可能になる。また、職員数が増加することから、人事ローテーションの設定、職務経験不足の解消、各種研修への職員派遣など、組織管理の観点からも多くのメリットが期待できる（第2-2-4図）。

\*1 推進計画：平成23年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、都道府県による推進計画の策定は努力義務化された。

## 第2-2-4図 広域化のメリット



### イ 広域化に伴う課題

広域化をした消防本部では、職員の身分や給与の段階的な一本化、構成市町村が増加したことに起因する調整業務の増加及び構成市町村の負担金の調整等が、広域化検討時からの課題であるとともに、広域化後もこれらの課題への対応に時間を要している場合がある。

このことから、広域化対象市町村が広域化後に円滑に業務を行っていくためには、広域消防運営計画作成時に各調整事項について十分な協議を行うとともに、構成市町村の了承を得ておく必要がある。

## 3. 関係機関の取組

### (1) 消防庁の取組

#### ア 広域化の検討に対する支援

消防庁では、基本指針の策定と合わせ、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するために、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設置して広域化を推進しているところであり、消防広域化推進アドバイザー<sup>\*2</sup>の派遣や、消防広域

化セミナーの開催等を行っている。

平成21年度には、広域化の取組の円滑化や推進策の検討を行うとともに、広域化後の消防防災体制において想定される課題の抽出と対応策の検討を行うため、「消防の広域化を踏まえた消防のあり方検討会」を開催し、報告書を取りまとめた。

#### イ 財政支援

市町村の消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、その運営に支障の生じることがないように、必要な財政措置を講じている。

そのうち、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築及び再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築、国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防の広域化に伴い整備するもの、並びに広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備について、事業費の100%に緊急防災・減災事業債を充当し、元利償還金の70%に相当する額を、後年度、

\*2 消防広域化推進アドバイザー：既に広域化を実現した消防本部の職員や、現在広域化に向けた検討を行っている協議会の職員など、広域化の推進に必要な知識・経験を持つ者の中から、消防庁が選定し登録する。都道府県等の要望に応じて派遣され支援活動を行う。

## 第2-2-5図 消防の広域化に対する財政措置（平成26年度）

消防の広域化に伴って必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的に財政措置を行う。

## 市町村分

## 1 消防広域化準備経費

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

## 2 消防広域化臨時経費

消防の広域化に伴い臨時的に必要な次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費  
③業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ④その他広域化整備に要する経費

## 3 消防署所等の整備

## ○ 緊急防災・減災事業

(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。）の増改築（再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）を支援する。

(2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。

## ○ 一般事業

消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。▶ 一般単独事業債 充当率90%（通常75%）

【緊急防災・減災事業債】  
充当率100%  
交付税算入率 元利償還金の70%

## 4 消防指令施設（指令装置等）の整備

国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

【緊急防災・減災事業債】  
充当率100%  
交付税算入率 元利償還金の70%

## 5 消防用車両等の整備

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

## 6 国庫補助金の配分について

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

## 都道府県分

## 1 消防広域化推進経費

重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

## 2 広域対象市町村に対する支援に要する経費

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

普通交付税の基準財政需要額に算入することとしている（第2-2-5図）。

与等が行われている。

## (2) 都道府県の取組

## ア 推進計画の概要

基本指針では、都道府県は、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関して、推進計画を定めるよう努めなくてはならないこととされており、平成26年4月現在、45の都道府県で推進計画が策定されている。

## イ 都道府県の支援策

都道府県によっては、独自の広域化支援方策を講じている例があり、財政支援としては、広域化協議会運営費や広域化に伴う施設整備を対象とした補助制度の創設等が、その他の支援策として、協議会事務局への県職員の派遣や協議会事務局スペースの貸

## (3) 市町村の取組

都道府県の推進計画に定められた広域化対象市町村は、消防の広域化を行う際には、協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成することとされている（消防組合法第34条第1項）。

広域化に向けた検討を行っている多くの市町村は、市町村部局、消防本部、構成議会議員等から構成される協議会等の検討組織を設置し、〔1〕広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、〔2〕消防本部の位置及び名称、〔3〕市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項のほか、〔4〕構成市町村の負担金割合方式、職員の任用方式や給与の統一方法等、広域消防運営計画や組合規約等の作成に必要な事項を中心に協議を重ねている。

#### (4) 平成25年度以降の取組

消防庁長官の諮問機関である消防審議会に対し、「消防の広域的な対応のあり方について」諮問を行い、平成24年9月7日になされた中間答申を踏まえ、平成25年4月1日に以下のとおり基本指針を改正した(第2-2-6図)。

##### ア 市町村の消防の広域化の規模

改正前の基本指針では、管轄人口30万以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとされていた。しかし、地域の実情により広域化のメリットや必要性等は異なるものと考えられることから、今後、広域化を通じた消防防災体制の強化を図るためには、管轄人口30万以上という規模目標には必ずしもとらわれず、地域の事情を十分に考慮する必要があるとした。

##### イ 消防広域化重点地域の創設

国の施策や各都道府県における措置を他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に実施することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するために、消防広域化重点地域の枠組みを設けた。消防広域化重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見その他地域の実情を勘案して都道府県知事はその判断により行うものであり、次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを消防広域化重点地域として指定することができるとした。

- ・ 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
- ・ 広域化の気運が高い地域

#### (5) 消防吏員の階級の基準の一部改正

消防吏員の階級の基準(昭和37年消防庁告示第6号)第2条第2号において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(指定都市の加入する組合を含む。)の消防長は消防司監の階級を用いることができるとしていたが、広域化により指定都市と同等以上の規模を備える消防本部が新設されることから、平成25年4月1日に消防吏員の階級の基準を改正し、管轄人口70万以上の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)の消防長についても消防司監の階級を用いることができることとした。

## 4. 広域化の進捗状況

### (1) これまでの広域化実績

平成18年の消防組織法の一部改正以降、平成26年4月1日までに、34の地域で広域化が実現し、平成18年4月に811あった消防本部数は752となった。このうち、例えば、平成26年4月1日には管轄人口が約90万の奈良県広域消防組合消防本部が誕生した(第2-2-7図)。

### (2) 今後の広域化見込み

11の地域において、広域化の期日を明らかにして検討が行われている。

## 第2-2-6図 市町村の消防の広域化に関する基本指針の改正のポイント

- 広域化を実現した消防本部においては、住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化は消防防災体制の強化のためには有効な手法。
- また、平成24年度の期限後も小規模消防本部が多数存在することに加え、東日本大震災の教訓等を踏まえると、広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要。
- ただし、平成24年度末までの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗は地域の実情によって左右される面があるものと考えられることから、今後は、地域の実情を尊重することを基本として、以下のとおりの見直しを行う。

項目	改正後の基本指針	改正前の基本指針
広域化する際に目標とする消防本部の管轄人口規模	広域化対象市町村の組合せを検討する際には、 <u>30万の規模目標には必ずしもとられず、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。</u>	おおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当
国・都道府県が支援の対象とする地域	(消防広域化重点地域) 広域化対象市町村の組合せを構成する市町村からなる地域のうち、 <u>広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施。</u> ①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域 ②広域化の気運が高い地域	(広域化対象市町村) 都道府県が消防の現況、将来の見通しを勘案し、広域化を推進する必要があるものとして推進計画に位置づける市町村
広域化の実現の期限	平成30年4月1日（5年程度延長）	平成24年度末

第2-2-7図 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（平成26年6月1日現在）

○34ブロックが広域化し、そのうち5町村が非常備を解消

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等	広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等																
21.4.1	1	北海道	富良野広域連合消防本部	広域連合	富良野地区消防組合消防本部 上川南部消防事務組合消防本部	25.4.1	20	埼玉	埼玉西部消防局	一部事務組合	入間市消防本部 埼玉西部広域消防本部																
	2	広島	東広島市消防局	事務委託	東広島市消防局 竹原広域消防本部		21	静岡	下田消防本部	一部事務組合	下田消防本部 西伊豆広域消防本部																
	3	福岡	久留米広域消防本部	一部事務組合	久留米市消防本部 福岡県南広域消防組合消防本部		22	大阪	泉州南消防組合 泉州南広域消防本部	一部事務組合	泉佐野市消防本部 阪南岬消防組合消防本部 泉南市消防本部 熊取町消防本部																
22.4.1	4	東京	東京消防庁	事務委託	東京消防庁 東久留米市消防本部		25.7.1	23	兵庫	西はりま消防本部	一部事務組合	たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部															
23.4.1	5	富山	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合	砺波広域圏消防本部 小矢部市消防本部							24	兵庫	南但消防本部	一部事務組合	朝来市消防本部 養父市消防本部											
	6	兵庫	北はりま消防本部	一部事務組合	にしたか消防本部 加東市消防本部 加西市消防本部											25	佐賀	佐賀広域消防局	広域連合	佐賀広域消防局 神埼地区消防事務組合消防本部							
23.11.28	7	奈良	五條市消防本部	事務委託	五條市消防本部 十津川村（非常備）							26	鹿児島	指宿南九州消防組合消防本部	一部事務組合					指宿地区消防組合消防本部 南九州市の川辺町・知覧町							
23.12.1	8	山形	山形市消防本部	事務委託	山形市消防本部 山辺町（非常備） 中山町（非常備）		27	青森	弘前地区消防事務組合消防本部	一部事務組合	弘前地区消防事務組合消防本部 黒石地区消防事務組合消防本部 平川市消防本部 板柳町消防本部																
					24.4.1						9	北海道	砂川地区広域消防組合消防本部	一部事務組合	上砂川町消防本部 砂川地区広域消防組合消防本部	28	北海道	滝川地区広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	滝川地区広域消防事務組合消防本部 芦別市消防本部 赤平市消防本部							
															10					山形	置賜広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	米沢市消防本部 南陽市消防本部 高畠町消防本部 川西町消防本部	29	北海道	旭川市消防本部	事務委託
11	茨城	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	一部事務組合	ひたちなか市消防本部 東海村消防本部			30	北海道	大雪消防組合	一部事務組合													比布町(上川中部消防組合の構成町) 愛別町(上川中部消防組合の構成町) 当麻町(上川中部消防組合の構成町) 大雪消防組合				
				12																			山口				
24.10.1	13	滋賀	東近江行政組合消防本部		一部事務組合		東近江行政組合消防本部 愛知郡広域行政組合消防本部	26.4.1	32	奈良	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合	中和広域消防組合消防本部 西和消防組合消防本部 山辺広域行政事務組合消防本部 香芝・広陵消防組合消防本部 大和郡山市消防本部 桜井市消防本部 五條市消防本部 宇陀広域消防組合消防本部 葛城市消防本部 中吉野広域消防組合消防本部 吉野広域行政組合消防本部 野迫川村（非常備村）														
25.3.30	14	富山	新川地域消防本部	一部事務組合	黒部市消防本部 入善町消防本部 朝日町消防本部		33						佐賀	伊万里・有田消防本部	一部事務組合	伊万里市消防本部 有田町消防本部											
					15											青森	青森地域広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	青森地域広域消防事務組合消防本部 平内町(北部上北広域の構成町)	34	熊本	熊本市消防局	事務委託	熊本市消防局 高遊原南消防本部			
25.3.31	16	神奈川	小田原市消防本部	事務委託			小田原市消防本部 足柄消防組合消防本部						19	埼玉	埼玉東部消防組合消防局				一部事務組合					久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部			
					17		富山県	富山県東部消防組合消防本部	一部事務組合	魚津市消防本部 滑川市消防本部 上市町消防本部 舟橋村（非常備村）	20	埼玉				埼玉西部消防局	一部事務組合	所沢市消防本部 狭山市消防本部									
18	静岡県	志太広域事務組合志太消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部																							



## 消防指令業務の共同運用について

「消防指令業務\*の共同運用」（以下、「指令の共同運用」という。）とは、複数の消防本部における消防指令業務（通報受付業務や部隊運用管理等）を1か所の消防指令センターにおいて共同で運用するものである。消防指令業務は、消防本部が単独で整備し運用することが原則とされてきたところであるが、近年、より高度な消防サービスに対するニーズを踏まえ指令の共同運用が検討され、導入が進められている。消防庁においても指令の共同運用の有効性を認めてその推進を図っている。指令の共同運用のメリットや課題、実施状況等は以下のとおりである（第2-2-8図）。

### （1）メリットと課題

指令の共同運用のメリットとしては、〔1〕情報の一元化による迅速な相互応援体制が可能になること、〔2〕高機能な消防通信指令システムの整備が図りやすいこと、〔3〕指令業務配置職員の効率配置により現場配置職員の充実を図れること、〔4〕施設整備費や維持管理費を効率化できることなどが挙げられる。

加えて、〔1〕指令センターの更新時期が近い消防本部間で財政面のメリットが大きいこと、〔2〕消防・救急無線のデジタル化の枠組みを活用できる

可能性があること、〔3〕指令の共同運用は消防事務の一部の共同処理であり広域化と比較すると組織間における調整事項が少ないこと等の利点があるため、消防本部の検討が進んでいるものと考えられる。

一方、課題としては、〔1〕小規模の共同運用では指令業務配置職員の効率配置による効果がでないこと、〔2〕各消防本部の部隊運用方式が異なるためこれを補完する工夫が必要になること、〔3〕各消防本部で異なる勤務体制を統一する必要があること、〔4〕職員の通勤距離が増すことなどが指摘されている。

### （2）実施状況と今後の実施見込み

指令の共同運用に関する全国の検討状況をみると、指令の共同運用の検討地域は、広域化対象市町村の組合せ（ブロック）とは異なる場合が多くなっている。

指令の共同運用は、平成26年4月1日現在、既に25地域（95消防本部）で実施中であるが、さらに30地域（132消防本部、12非常備町村）で運用開始時期を明示して検討中であり、これらの地域においても、中長期的には広域化をする可能性があると考えられる。

\* 消防指令業務

消防指令センター等において、24時間体制で119番通報を受信し、通話内容等から災害発生地点や災害種別を決定、出動部隊を編成し、消防隊・救急隊等への出動指令、現場活動の支援等を実施する業務

第2-2-8図 消防指令業務の共同運用のイメージ

